

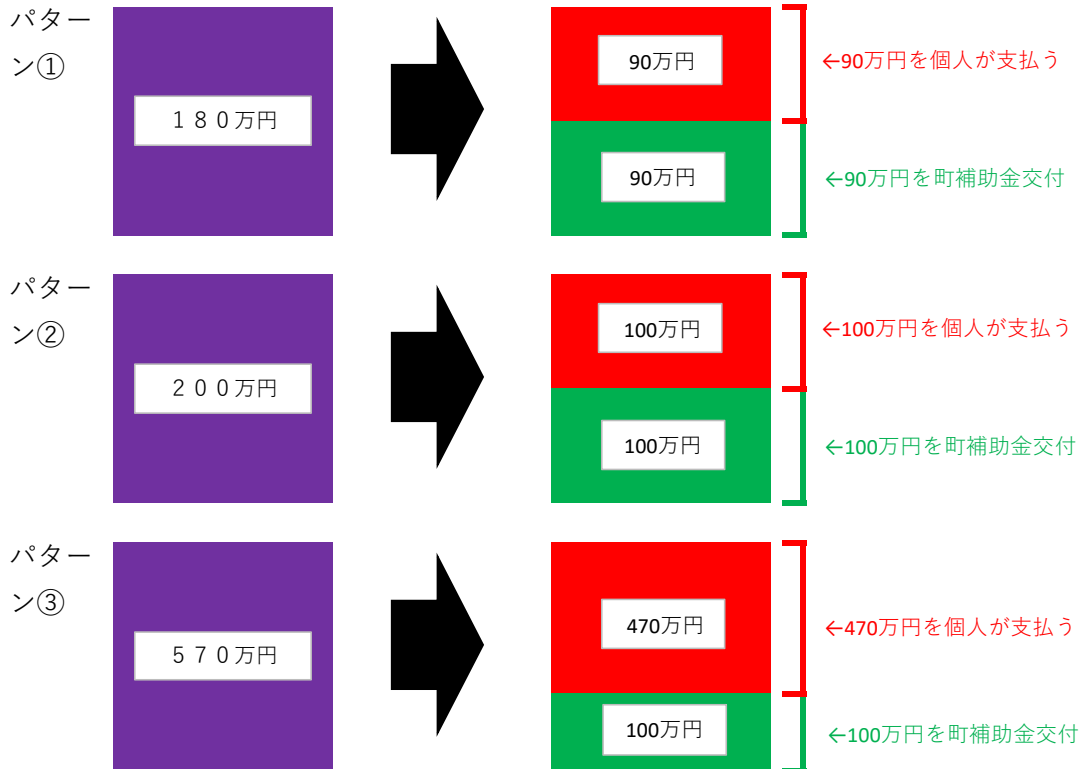
多古町宅地等災害対策工事補助金交付上限イメージ

※崖地災害対策工事の場合

崖地の崩壊により
居住家屋に被害を
及ぼした場合の崖
地災害対策工事等
の総額工事費（個
人が業者へ依頼）

個人負担と町補助
金の関係（※上限
100万円）

※全て税込み価格



●補助条件等（補助対象者）

- ①工事を施行する宅地又は宅地に接続する「がけ地」の所有者や、その土地に権利を有する者。また、工事施行により保全される居住家屋の所有者など。
- ②申請人及び申請人の同一世帯人に町税等の滞納がある場合は、補助金申請をすることができません。
- ③工事を施工する土地の所有者などと申請人が異なる場合は、工事を施行する土地の所有者などから工事施工承諾書を取得しなければなりません。
- ④個人へ町から補助金を交付する関係上、工事工法（ブロック積擁壁・コンクリート法面吹付・H鋼パネル擁壁等）を審査します。（例：土嚢、木柵、ブルーシート張等の軽微な物は認められません。）

●補助金の金額

- ①対象工事の内、町が補助金の対象とする経費の1/2の額。
- ②崖地災害対策工事は、100万円を上限とする。（ただし、宅地災害対策工事は、50万円を上限とする。〈個人が業者へ土砂等撤去を依頼した場合〉）

●制度利用上の注意

- ①補助金の交付申請を行う場合は町との事前調整が必要です。

●お問合せ先

- ①都市整備課にご相談下さい。☎76-5407 Fax76-7144
e-mail : t-toshiseibi@town.tako.lg.jp